

帝國刀々入

明治33年3月3日創業

THE TEIKOKU TIMES

旬刊 2024年(令和6年) 11月15日(金曜日) 第13846号

勞務

バンビシャブ総合法律事務所 幷譲十

成長のための企業法務

第68回

Q 当社では、**賞金**のデジタル払いの導入を検討しています。導入にあたっての留意点を教えてください。

資金の デジタル払いの導入

労働基準法上、使用者は賃金を支払う際には、原則として通貨で支払わなければならぬことを定め

A 令和5年4月1日
Q 当社では、賃金のデジタル払いの導入を検討しています。導入にあたっての留意点を教えてください。
A 労働基準法施行規則の一部が改正され、賃金のデジタル払いが可能になりました。大企業が賃金デジタル払いを導入し、との報道を目にした方が多いかと思いますが、後は中小企業でも導入検討する企業が増えるかもしれません。
賃金のデジタル払い導入に向けた留意事項まとめましたので、検討にあたり参考にしてください。

デジタル払いの導入

労働基準法上、使用者は賃金を支払う際には原則として通貨で支払わなければならぬと定められています（労働基準法24条1項本文）。

しかし、すべての場面で通貨でしか支払えないのは不便なので、現金払いの例外として、労働者の同意を得たうえで、①銀行口座等への支払と、②証券総合口座等への支払による方法を採用する事が認められています（労働基準法24条1項但書、労働基準法施行規則7条の2）。そのため現状としては、労働者の同意を得たうえで、銀行口

のデジタル払い（厚生労働大臣の指定を受けた金移動業者の口座への金移動による賃金支払）が認められました（労基準法施行規則の一部改正する省令（令和4年11月28日公布）に基づき施行規則第7条の2第3項第3号等の新設）。ヤツシユレス決済の普及に伴い、賃金のデジタル払いのニーズが増え、これに対応するためのルルメイキングが行われるかたちです。

座でなければいけません。厚生労働省から指定された資金移動業者は、厚生労働省のホームページ上に掲載されています。本稿の執筆時点では、PayPay1社だけが掲載されています。これが、他にも審査中の資金移動業者が存在するので、今後は複数社に増えてくると思います。

(2) 就業規則の変更

次に、就業規則がある場合には就業規則の変更が必要になります。就業規則には賃金の支払方法が記載されていますので、賃金のデジタル払いに関する記載を追記し、

(3) 労使協定の締結
統一して、労働者側の代表者と労使協定を締結する必要があります。労使協定の締結に際しては、以下の各事項を記載した書面又は電磁的記録で行う必要があるのでご確認ください（「賃金の口座振込み等について」（局長通達）（令和4年11月28日基発1-128第4号）参照）。
① 口座振込み等の対象となる労働者の範囲
② 口座振込み等の対象となる賃金の範囲及びその移動業者の範囲
金額

説明し、当該労働者の同意を得なければならぬことと定めています。労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号イからへまでに掲げる要件の概要是以下のとおりです。

- ①資金移動業者□座の資金
- ②資金移動業者が破綻した場合の保証
- ③資金移動業者□座の資金が不正に出金等された場合の補償
- ④資金移動業者□座の資金を一定期間利用しない場合の債権
- ⑤資金移動業者□座の資金の換金性

これらの事項を全て網羅した同意書の取得手続は負担に思われるかもしれない。

また、企業が説明しなければならない事項についても、同意書の2頁「に「資金移動業者□座の資金支払いに関する留意事項」として記載されていますので、その内容を労働者に丁寧に説明すれば問題ありません。

未法務

一 奥山倫行

第68回

要があります。それぞれ
留意点がありますので、
ご確認ください。

労働基準監督署に届け出る必要があります。なお、就業規則の変更にあたっては、労働者の過半数で組織する労働組合がある

(4) □座振込み等の実施開始時期
 (4) 労働者への周知と同意書の取得
 労働基準法施行規則7

れませんが、厚生労働省
がホームページ上でも必要
事項が網羅された「賃金
移動業者口座への賃金
払に関する同意書」(以

卷之三